

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 千葉県 】

令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

「外国人児童生徒等教育の方針」を基に、庁内、部局及び関係団体との連携を推進し、市町村教育委員会及び県立学校への支援を拡充し、指導力向上、校内体制の整備、個に応じた支援、調査・研究等も含めて、積極的に取り組んだ。

県教育委員会
外国人児童生徒等の受入れに
関する運営・連絡協議会

運営・連絡協議会事務局

帰国・外国人児童生徒等の受入れに関する運営・連絡協議会
【委員】大学教授、市町村教育委員会、国際交流協会、NPO団体、
小中高等学校関係者、知事部局、教育庁関係課など

日本語指導担当者
連絡協議会

拠点校
(県立高等学校3校)

年2回：オンライン実施
内容：講師による講話、グループ協議、情報交換など
講師：大学教授、関係団体代表、拠点校代表、先進自治体代表等

日本語指導に係る研修
(初級、ステップアップ)

拠点校3校による調査・研究と支援、他の県立学校への成果の普及、支援方法の検討等
・相談員支援コーディネーターの配置(日本語指導体制整備、指導方法・教材等の研究開発、他校への支援など)
・ICT機器、翻訳システム等の活用研究など

日本語指導担当者を対象とした研修
初級：日本語指導経験1年目
ステップアップ：日本語指導経験2年目以上

(2) 拠点校による指導体制の構築と研究

令和2年度に県立高等学校3校を重点支援校とし、外国人生徒への支援充実に取り組んできた。

令和3年度は拠点校(試行)として、相談員支援コーディネーターの配置、他校への支援及び研究成果の普及等を実施し、令和4年度から正式に拠点校として調査・研究等を行っている。

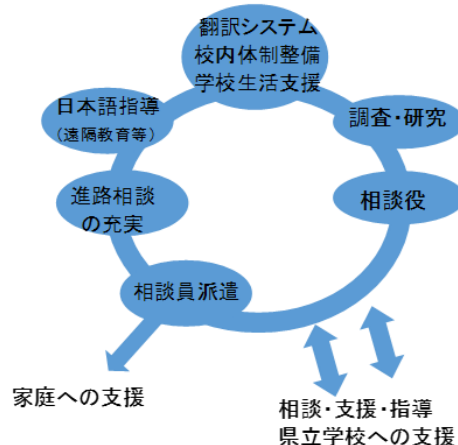
令和7年度も引き続き3校の拠点校に経験豊富な相談員支援コーディネーターを配置して支援の充実に努めるとともに、他校への支援、調査・研究成果の幅広い普及等に努めている。

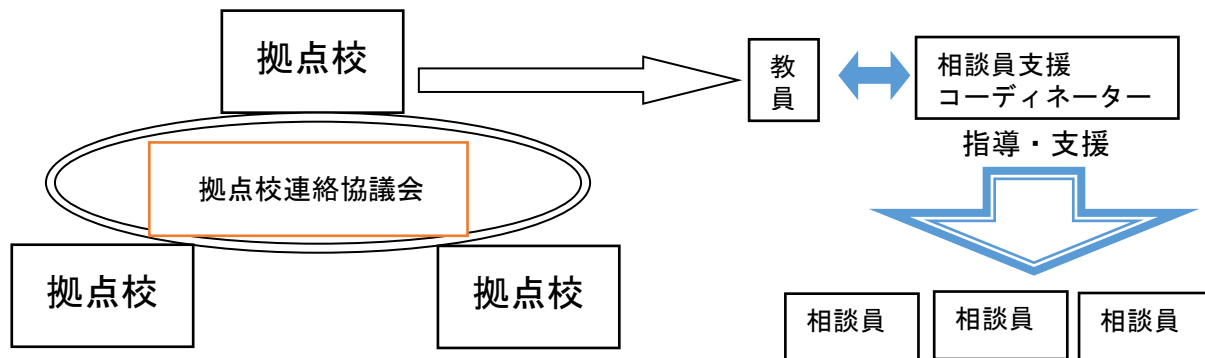
外国人児童生徒等教育相談員派遣事業(継続)

相談員支援コーディネーターの配置(継続)

【R7年度の取組】

- 1 相談員の派遣増加
(R6年度より増加予定)
- 2 相談員支援コーディネーターの配置
(3校に1人ずつ)
- 3 翻訳システムの拡充
- 4 教材の作成、指導方法の研究
- 5 拠点校による研究及び協議会等の開催等による成果の普及





本事業で連携した多様な関係者
※大学、企業、非営利法人（公益法人を含む）、ボランティア団体などを記入すること。

- ・国立大学法人千葉大学
日本語能力アセスメントツールの開発
- ・学校法人佐野学園神田外語大学
外国人児童生徒等教育相談員募集への参加
- ・（公財）ちば国際コンベンションビューロー
外国人児童生徒等教育相談員募集への参加
- ・NPO法人プラス・エデュケート
日本語初期指導体制構築のための研究
- ・NPO法人「外国人のこどものための勉強会」
- ・千葉市JSL児童・生徒支援の会
- ・NPO法人多文化フリースクールちば
- ・県内各国際交流協会
- ・県内各市町村教育委員会
- ・県内各小中学校
- ・各県立学校 など

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること
- (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営（必須実施項目）
- (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
- ア 外国人児童生徒等の受入れに関する運営・連絡協議会（有識者会議）
（第1回：令和7年10月 第2回：令和8年1月）
- イ 日本語指導担当者連絡協議会（オンライン開催 第1回：令和7年8月 第2回：令和7年12月
：第3回 令和8年2月）
- ・市町村教育委員会担当者
 - ・日本語指導担当者（小・中・高・特支の教員、各学校に派遣される支援員等）
 - ・行政説明、講師による講義、事例協議、情報交換等
- ウ 日本語指導初級指導者研修（第1回：令和7年8月 第2回：令和7年11月）
- ・日本語指導経験が1年目の教員を対象（加配教員、各学校で対応している教員）
- エ 日本語指導ステップアップ研修（第1回：令和7年8月 第2回：令和7年11月）
- ・日本語指導経験が2年目以上の教員を対象（加配教員、各学校で対応している教員）
 - ・日本語指導法の改善と工夫、事例研究・協議、実践報告、専門家の講義等
- オ 外国人生徒等教育研究協議会（令和7年11月）
- ・拠点校の日本語指導における現状と課題についての分析・調査、研究方法の確認
 - ・他の県立学校への周知、連携方法の確認
 - ・特別の教育課程の周知
 - ・調査・研究成果等のまとめ作成と普及 など
- (2) 学校における指導体制の構築
- ア 外国人特別入試選抜を実施している学校のうち、在籍する外国人児童生徒等が多く指導実績の豊富な3校を令和7年度拠点校に指定
- (ア) 千葉県立生浜高等学校 三部制の定時制の課程（普通科）
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、日本語指導の学校設定科目「日本語基礎」を

設定し、個別の見立てシートを作成し指導している。また、授業前の生活相談等も実施している。

(イ) 千葉県立市川工業高等学校 定時制の課程 (工業科)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、日本語指導の学校設定科目「日本語基礎」を設定し、個別の見立てシートを作成し指導している。また、授業前の生活相談等も実施している。

(ウ) 千葉県立佐倉南高等学校 三部制の定時制の課程 (普通科)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して、日本語指導の学校設定科目「日本語基礎」を設定し、個別の見立てシートを作成し指導している。

イ 拠点校への支援

(ア) 相談員派遣事業の拡充及び優先的な予算配備

(イ) 研究推進のため先進的取組を実施している学校や自治体への視察、研修会のための旅費や研修会参加費の支給

(ウ) 教材教具作成のための消耗品や書籍購入、翻訳システムの導入により指導力向上のための支援

(エ) 勤務日数の多い相談員支援コーディネーターを配置及び相談員の連携等校内体制の整備による外国人児童生徒等教育相談員派遣校との連携を図った。

ウ 拠点校の役割

(ア) 日本語指導の充実 (始業前や放課後の補習 ※これまでの取組を実施)

(イ) 校内支援体制の構築 (日本語指導全体計画、個別の支援計画の作成、翻訳システムの活用法研究、コーディネーターによる組織作りのための指導)

(ウ) 外国人児童生徒等教育に関する在り方の研究と研究成果の県内県立学校への周知と連携

エ 拠点校での調査、研究

(ア) 各県立高等学校へのアンケート調査結果を教育委員会及び拠点校で共有し、県内の指導体制について情報共有を図った。

(イ) 県内の指導体制を踏まえ、各校で研究に取り組むとともに、県立高等学校へ助言等を行った。

オ 外国人特別入学者選抜を行っている学校への支援

情報機器による翻訳システムの導入を行った。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

ア 特別の教育課程の実施の拡充

県内の公立小中・義務教育学校に教育課程の編成と実施についての周知と依頼を行った。

イ 高等学校における特別の教育課程における日本語指導の実施要項の策定及び周知

令和4年11月に策定した特別の教育課程における日本語指導の実施要項について、令和6年度末に周知した。令和7年度県立高等学校での実施校は5校である。

(4) 成果の普及

1 情報提供

・県教育委員会のホームページに、外国人児童生徒等に関する情報や関連リンクを掲載し、県民への周知を図った。

・調査・研究における成果と課題、日本語指導における各事業の案内、学習指導案や教材、実践等を掲載した。

・各市町村教育委員会、事業に係る連携外部機関等に周知した。

・千葉県外国人児童生徒等教育の方針を改訂し、周知した。

2 研修会等における周知

・研修会において、調査・研究における成果と課題の発表・協議等を行い、周知した。

・日本語指導に係る連絡協議会等において、調査・研究における成果と課題の発表・協議等を行い周知した。

(7) ICTを活用した教育・支援

1 拠点校及び外国人特別入学者選抜実施校における翻訳システムの導入

拠点校及び外国人特別入学者選抜実施校の計18校にて活用した。相談員の不在時や生徒指導における緊急対応や保護者対応のために活用した。また、放課後や始業前の補習でも活用した。相談員支援コーディネーターが配置されている拠点校には各2台、外国人特別入学者選抜を実施している学校には、各1台ずつ貸与した。

2 効果的なオンライン研修・協議会の実施

多くの関係機関や広い地域に係る連絡協議会等においては、多くの参加を促すためにオンラインにて実施した。

3 授業における翻訳支援アプリの活用検証

県立高校3校で、新たな翻訳支援アプリに関する検証を実施した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

1 相談員支援コーディネーター配置事業

外国人児童生徒等教育の拠点校に、日本語指導、授業支援、キャリア支援など、外国人児童生徒等教育中心となる、生徒の母語を理解する者を、相談員支援コーディネーターとして配置した。

【令和7年度】

派遣校：3校（高等学校3校）

【業務】

- (1) 教育相談員の業務
- (2) 外国人児童生徒等の日本語能力の育成に向けた指導体制、指導方法、指導計画、指導教材の研究・開発
- (3) 他の県立学校への周知、支援

【勤務形態】

・週3日で12時間以内、年間の日数は各学校からの申請に基づく。

2 外国人児童生徒等教育相談員派遣事業

日本語指導を必要とする外国人生徒が在籍する県立学校（高等学校・特別支援学校）に対して、生徒の母語を理解する者を、外国人児童生徒等教育相談員として派遣した。

【令和7年度】

配置校：52校（全日制高校30校、定時制高校12校、特別支援学校10校）

配置人数のべ109名

【業務】

- ①放課後や始業前の補習等の実施
- ②教員と外国人児童生徒等及び保護者とのコミュニケーションの円滑化
- ③日本語指導
- ④教育相談
- ⑤日本の生活への適応指導
- ⑥学校と本人、保護者との連絡・面談・調整（通訳・翻訳）
- ⑦国際理解教育関係の授業・行事等の補助
- ⑧他校への派遣

【勤務形態】

- ・週2日で2時間を標準とし、年間の日数は各学校からの申請に基づく。
- ・拠点校には、優先的に予算を充てる

③検討事項

特別非常勤講師として、日本語指導ができる又は児童生徒等の母語が分かる支援員を市町村に派遣することを検討している。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

実施事項(1)

○成果

- 1 教員や支援員、相談員の指導力向上
- 2 支援体制の整備、構築
- 3 調査・研究の推進

○課題

- 1 関係機関の情報共有及び連携体制の構築。
- 2 拠点校の取組の普及及び県立高等学校における支援体制の更なる充実。

実施事項(2)

○成果

- 1 外国人児童生徒等教育相談員派遣事業の充実
- 2 校内体制の整備
- 3 ICT機器の効果的な活用
- 4 外国人児童生徒等教育の研究成果の共有

○課題

- 1 外国人生徒等教育研究協議会において、外国人生徒等教育に携わる教諭等とコーディネーターが直接関わる時間を設定できたことにより、コーディネーターとしての役割の明確化を図ることができたが、令和7年度はこういった取組をより充実していく必要がある。

- 2 外国人生徒等への支援体制については、学校間の格差が大きく、格差を埋めるための施策が必要である。

実施事項（3）

○成果

- 1 特別の教育課程の実施が必要なことの周知を行ったことにより、その対象となる日本語指導が必要な児童生徒に対して、指導者の役割が明確化され、学校全体としての支援体制が構築された。
- 2 特別の教育課程の実施により、その対象となる日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力の向上、学習に対する意欲や適応能力等が定着した。
- 3 県立高等学校においても、新しい制度について周知が図れ、次年度に向けての体制整備を行うことができた。

○課題

- 1 「日本語指導が必要な児童生徒」が在籍している全ての学校で、特別の教育課程を編成するように指導を徹底していく。
- 2 特別の教育課程の編成だけでなく、個別の支援計画がつくれるよう研修等をおこなっていく。
- 3 学校に対して特別の教育課程等の編成について、指導ができるように、市町村教育委員会指導主事及び教育事務所指導主事の資質能力向上が必要である。
- 4 県立高等学校においては、年度当初に改めて周知を行う等、円滑な実施に向けて施策が必要である。

実施事項（4）

○成果

- 1 ホームページによる情報提供により、県内のみならず全国に発信でき、県外との情報交換や協議等も可能となった。
- 2 さまざまな資料等を掲載し、簡単にダウンロードすることもできるようになった。
- 3 研究会等における発表や協議をとおして、学校・教員・支援員・教育委員会等、成果が組織や個人に還元されて、事業の推進、改善等に役立った。
- 4 千葉県外国人児童生徒等教育の方針を改訂し、周知した。

○課題

- 1 各種研修や連絡協議会等の位置付けの明確化
- 2 指導体制の充実及び教員研修体制の充実

実施事項（7）

○成果

- 1 翻訳システムを活用することで、相談員が不在の際、対応することができるだけでなく多様な言語に対応することができた。
- 2 事務室等について、保護者対応に活用できただけでなく、生徒面談の際にも活用することができた。
- 3 進路説明会や集会、海外との交流事業等で、相談員等で対応が難しい言語についても対応することができた。
- 4 やさしい日本語では指示を聞き取ることでできなかった生徒が、翻訳した指示を読むことで学習に取り組むようになった。

○課題

- 1 教員が活用の主体となっているが、生徒が活用できる機会を増やすことで、活用の機会が広がる。
- 2 導入した翻訳支援アプリは、教員から多数の生徒に向けて多言語同時翻訳を行うもののため、生徒から教員への意思疎通は難しい。

実施事項(10)

○成果

- 1 母語のわかる相談による支援により、日本語の理解が向上し、学校生活や人間関係における不安が解消される等、安心して学校生活を送ることができた。
- 2 母語だけでなく文化や歴史など、出身地域への理解もあるため、母語を生かしながら、日本語の理解を深めることができた。

- 3 多様なニーズに対応して、進路実現に取り組むことができた。
- 4 日本語の理解が難しい保護者に対しても通訳や翻訳等を通して、教育についての理解を深めてもらうことで信頼関係が深まった。
- 5 拠点校による研究成果を県立学校に周知し、研究成果の共有が図られた。
- 6 外国人児童生徒等教育について、相談員支援コーディネーターを通して、県立学校の連携が図られた。

○課題

- 1 外国人児童生徒等教育相談員による支援は、外国人児童生徒等の増加により、各学校においてさらに必要になってくる。
- 2 必要な言語が多岐にわたるようになり、相談員を見つけるのが難しくなっている。「相談員を担うことのできる人材をどのように見つけていくか」が課題である。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	5人 (4 園)	988人 (119校)	298人 (52校)	0人 (0校)	594人 (42校)	0人 (0校)	41人 (10校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		950人 (114校)	271人 (49校)	0人 (0校)	25人 (5校)	0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他(今後の取組予定等)

増え続ける外国人児童生徒等に対して、関係機関との連携の下、支援体制のより一層の充実を図っていく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。